

大規模自然災害の発生直後における個人所有の携帯電話機を使用した画像情報等の収集
について

令和4年4月7日
警察本部長から
各部長・参事官，各所属長あて

この通達は，大規模自然災害発生直後における個人所有の携帯電話機を使用した画像
情報の収集活動の要領等について示し，自然災害発生時における積極的な情報収集に努
めるよう指示したものを。